

## 議案第1号

(仮称) 瑞穂市大月運動公園用地取得の申し出について

(仮称) 瑞穂市大月運動公園用地取得申し出について、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第3号の規定により、教育委員会の議決を求める。

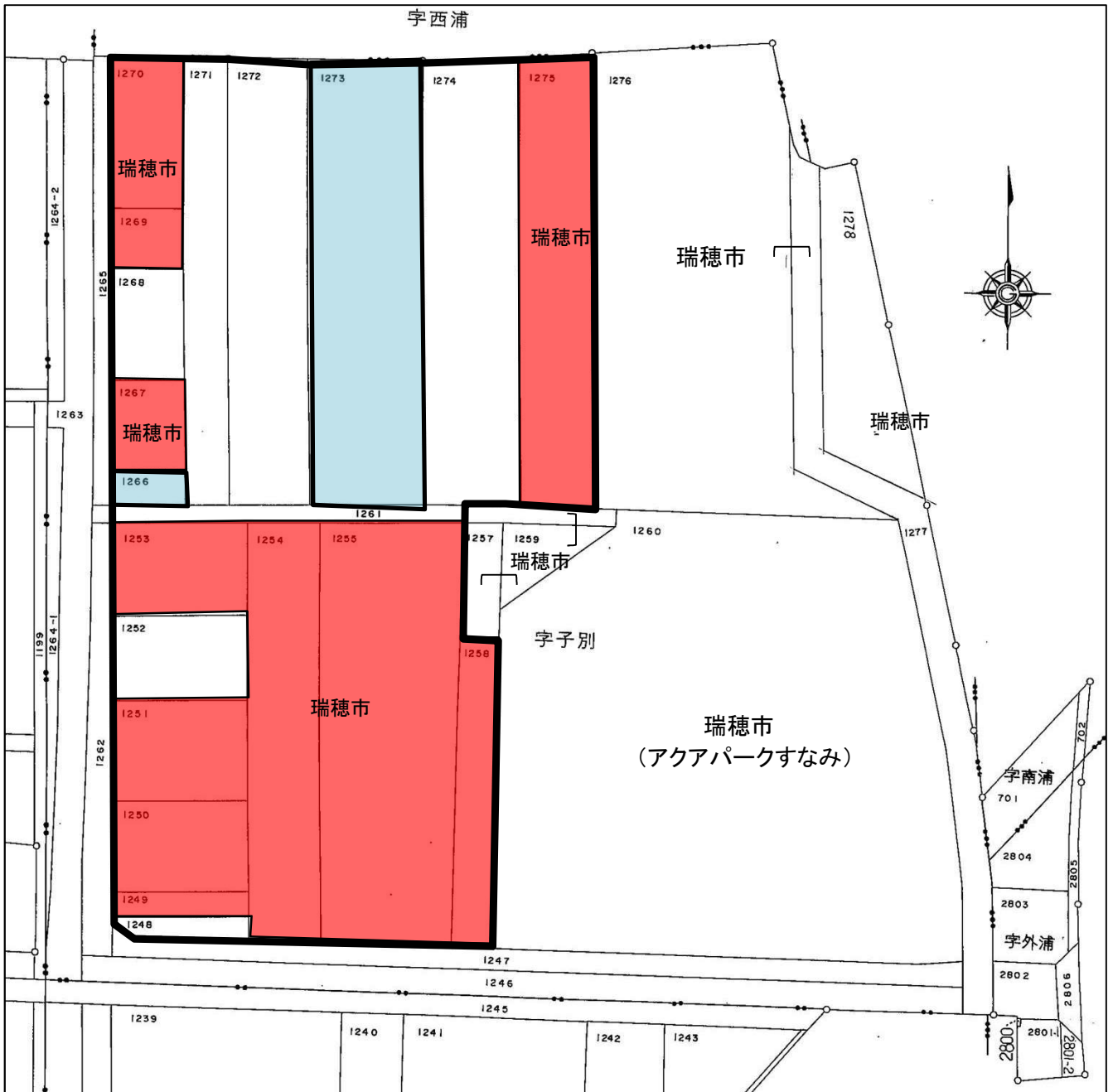
平成26年2月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

### 提案理由

(仮称) 瑞穂市大月運動公園を整備するにあたり、別紙の事業地である土地を購入するもの。

# 詳細図



(大月改良事業 換地図より)

該当地	面積	契約者氏名
大月字子別1266番	136m <sup>2</sup>	
大月字子別1273番	2,750m <sup>2</sup>	
合計	2,886m <sup>2</sup>	

既購入済分

新規購入分

## 議案第 2 号

瑞穂市学校評議員会運営要綱の一部改正について

瑞穂市学校評議員会運営要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

### 提案理由

瑞穂市学校評議員会運営要綱第 3 条第 2 項第 5 号には、「生徒代表（中学校のみ）」となっているが「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」に「学校評議員には保護者や地域住民等を委嘱することを想定しているものであり、児童生徒を委嘱することは想定していないこと」とあるため教育委員会告示の改正を行うもの。

瑞穂市学校評議員会運営要綱の一部を改正する告示

瑞穂市学校評議員会運営要綱（平成19年瑞穂市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号を削る。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

瑞穂市学校評議員会運営要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 評議員会は、学校評議員(以下「評議員」という。)をもって組織する。</p> <p>2 評議員は、次の各号に掲げる者のうちから校長が推薦し、教育委員会が適任と認める者を委嘱する。</p> <p>(1) 保護者の代表</p> <p>(2) 民生・児童委員の代表</p> <p>(3) 自治会長の代表</p> <p>(4) 学識経験者</p> <hr style="border: 0.5px solid red; margin-top: 10px;"/>	<p>(組織)</p> <p>第3条 評議員会は、学校評議員(以下「評議員」という。)をもって組織する。</p> <p>2 評議員は、次の各号に掲げる者のうちから校長が推薦し、教育委員会が適任と認める者を委嘱する。</p> <p>(1) 保護者の代表</p> <p>(2) 民生・児童委員の代表</p> <p>(3) 自治会長の代表</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p><u>(5) 生徒代表(中学校のみ)</u></p>

議案第 3 号

瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について  
瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱案を別紙のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

市の資産を広告媒体として有効な活用を推進するとともに、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、それらの資産に民間企業等の広告を掲載又は掲出することに関して、教育委員会告示を制定するもの。

## 瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、瑞穂市図書館本館及び瑞穂市図書館分館（以下「図書館」という。）で配架している雑誌への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(申込者等)

第2条 次に掲げるもの（以下「民間企業等」という。）は、図書館が選定する雑誌の中から、特定の雑誌の購入費を負担し、広告を掲載することができる。ただし、第5条の申込みができるもの及び第6条の掲載する広告内容の範囲は、瑞穂市広告掲載要綱（平成22年瑞穂市告示第121号）第4条及び第5条の規定に準ずるものとする。

(1) 個人

(2) 民間の企業

(3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定めるもの

2 図書館は、雑誌スポンサー（第6条の決定を受け雑誌の購入費を負担する民間企業等をいう。以下同じ。）の負担する購入費により、購入した雑誌を図書館に配架する。

3 雑誌スポンサーのうち第1項第2号又は第3号に規定するもの（以下「広告雑誌スポンサー」という。）は、図書館が用意する雑誌のカバーの表面に氏名等を表示し、当該カバーの裏面に広告を掲載することができる。

(氏名等の表示方法)

第3条 前条第3項に規定する雑誌のカバーの表面は、瑞穂市雑誌スポンサー制度利用雑誌カバー（様式第1号）とし、同項に規定する雑誌のカバーの裏面の広告は、片面印刷で当該カバーに収まるサイズのものとする。

2 前項の裏面の広告の作成は、広告雑誌スポンサーが行うものとする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲出期間は、1年間（4月1日から翌年3月31日までとする。）とし、年度の途中から広告を掲載する場合は、第6条の決定の時から当該決定をした年度の3月31日までとする。

2 複数の民間企業等から同一の雑誌に次条の申込みがあった場合の広告掲載

期間は、1年間を限りとする。

(申込み)

第5条 雑誌スポンサーの申込みは、随時とする。

2 雑誌スポンサーの申込みをしようとする民間企業等（以下「申込者」という。）は、瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第2号。以下「申込書」という。）に広告図案、会社概要資料その他必要な書類を添付し、教育委員会に申込みをする。

(決定と広告の内容審査等)

第6条 前条による雑誌スポンサーの申込みがあった場合は、申込者が瑞穂市雑誌スポンサー制度利用雑誌カバーに表示を行う場合は掲載しようとする広告の内容等とともに、教育委員会が当該申込みを審査しその適否を決定するものとし、瑞穂市図書館雑誌スポンサー決定（不採用）通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により通知する。ただし、広告内容等に疑義が生じた場合は、教育委員会に諮り、決定通知書により雑誌スポンサーに通知する。

2 教育委員会は、前項の決定の際に広告雑誌スポンサーに第2条第3項に規定する雑誌カバーの表面又は裏面の掲載内容に対し、必要な条件をつけることができる。

3 雑誌のカバーの裏面の広告の内容は、教育委員会と広告雑誌スポンサーが、協議の上変更することができる。

(雑誌購入費)

第7条 雑誌スポンサーが負担する購入費は、市長が指定する期日までに、一括して納付しなければならない。

2 雑誌スポンサーが選定した雑誌の定価の変動等により、雑誌スポンサーが負担した購入費に過不足が生じた場合は、年度末までに清算する。

3 前条の決定により雑誌スポンサーが購入費を負担した雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、広告等を掲載するカバーを別の雑誌に振り替えることができる。

(広告掲載の責務)

第8条 広告雑誌スポンサーは、掲載した広告内容その他掲載した表示に関する



る一切の責任を負う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

瑞穂市雑誌スポンサー制度利用雑誌カバー

この雑誌の購入費用は

様に

ご負担いただきました。



4センチ



← 13センチ



（注） 地色は白色、文字は黒色とする。

様式第2号（第5条関係）

瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度申込書

瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、申込みにあたり以下の事項を誓約します。

- 1 この申込書及びその添付書類については、事実と相違ありません。
- 2 瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱及び瑞穂市の関係規定を遵守します。
- 3 市民税の未納はありません。
- 4 申込者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理が完了していることを保証します。
- 5 第三者から広告の内容等に関連して、苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、申込者の責任及び負担において解決します。

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

申込者  
住 所  
名 称  
代表者氏名



記

1 広告の掲載を希望する雑誌名と所蔵館

希望順位	雑誌名	所蔵館
1		本館・分館・両館
2		本館・分館・両館
3		本館・分館・両館
4		本館・分館・両館

※所蔵館は希望する館に○をつけてください。

2 広告掲載希望期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 担当者連絡先

部 署	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

4 添付文書

- ・ 広告図案
- ・ 会社概要等（業種等がわかるもの）

（備考）

ご記入いただいた個人情報は、瑞穂市個人情報保護条例に基づき、雑誌スポンサー制度運営のみに使用します。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

瑞穂市図書館雑誌スポンサー決定（不採用）通知書

瑞穂市教育委員会

印

年 月 日付けで申込みのありました瑞穂市図書館雑誌スポンサーの決定について、下記のとおり決定（する・しない）こととなりましたので通知します。

記

スポンサーとなる雑誌名	
所蔵館	本館・分館・両館
広告掲載期間	年 月から 年 月まで
スポンサーとなる雑誌の 購入費用	金 _____ 円（税込）
	明細
雑誌スポンサーとしない こととした理由	

（備考）

雑誌の購入費用は、別に瑞穂市が発する納付書にて納期限までに納めてください。広告の掲出は図書館で納付の確認がされてから行います。

## 意見聴取

平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について

平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成26年2月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

## 提案理由

平成26年第1回瑞穂市議会定例会の議案提出について、教育委員会の意見を求めるもの。

## 意見聴取

平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について

平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成26年2月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

## 提案理由

平成26年第1回瑞穂市議会定例会の議案提出について、教育委員会の意見を求めるもの。

## 意見聴取

平成26年度瑞穂市一般会計予算について

平成26年度瑞穂市一般会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成26年2月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

## 提案理由

平成26年第1回瑞穂市議会定例会の議案提出について、教育委員会の意見を求めるもの。

## 意見聴取

平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について

平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成26年2月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

## 提案理由

平成26年第1回瑞穂市議会定例会の議案提出について、教育委員会の意見を求めるもの。



## 意見聴取

瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について

瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成26年2月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

## 提案理由

瑞穂市鷺田橋グラウンド及び瑞穂市犀川グラウンドを廃止するため、市条例の改正を行うもの。

議案第15号

瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について

瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成26年2月28日提出

瑞穂市長 堀 孝 正

提案理由

瑞穂市鷺田橋グラウンド及び瑞穂市犀川グラウンドを廃止するため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例

瑞穂市体育施設条例（平成15年瑞穂市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条の表瑞穂市鷺田橋グラウンドの項及び瑞穂市犀川グラウンドの項を削る。

別表瑞穂市鷺田橋グラウンドの項及び瑞穂市犀川グラウンドの項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

瑞穂市体育施設条例新旧対照表

改正案							現行						
(名称及び位置) 第2条 略							(名称及び位置) 第2条 略						
名称		位置					名称		位置				
~~~~~							~~~~~						
瑞穂市呂久グラウンド		瑞穂市呂久 1092 番地先					瑞穂市呂久グラウンド		瑞穂市呂久 1092 番地先				
瑞穂市鷹田橋グラウンド							瑞穂市鷹田橋グラウンド		瑞穂市呂久 77 番地先				
瑞穂市犀川グラウンド							瑞穂市犀川グラウンド		瑞穂市森 622 番地 1				
瑞穂市弓道場		瑞穂市生津天王町2丁目 106 番地					瑞穂市弓道場		瑞穂市生津天王町2丁目 106 番地				
別表(第10条関係)							別表(第10条関係)						
利用区分 施設名称		使用料					利用区分 施設名称		使用料				
		午前6時 30分 から午前 8時30分 まで	午前9時 から午後 0時30分 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	全日			午前6時 30分 から午前 8時30分 まで	午前9時 から午後 0時30分 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	全日
~~~~~							~~~~~						

瑞穂市中ふれあい広場	グラウンド 1面	900	1,700	1,700	—	4,300
	テニスコート (休日)	—	1,200	1,200	—	2,400
	テニスコート (平日)	—	800	800	—	1,600
瑞穂市西ふれあい広場	1面	900	1,700	1,700	—	4,300
瑞穂市弓道場	団体利用	900	900	900	1,200	3,900
	個人利用	—	110	110	110	—

備考 略

瑞穂市中ふれあい広場	グラウンド 1面	900	1,700	1,700	—	4,300
	テニスコート (休日)	—	1,200	1,200	—	2,400
	テニスコート (平日)	—	800	800	—	1,600
瑞穂市鷺田橋グラウンド	<u>1面</u>	<u>900</u>	<u>1,700</u>	<u>1,700</u>	<u>—</u>	<u>4,300</u>
瑞穂市犀川グラウンド	<u>1面</u>	<u>900</u>	<u>1,700</u>	<u>1,700</u>	<u>—</u>	<u>4,300</u>
瑞穂市西ふれあい広場	1面	900	1,700	1,700	—	4,300
瑞穂市弓道場	団体利用	900	900	900	1,200	3,900
	個人利用	—	110	110	110	—

備考 略

## 意見聴取

### 指定管理者の指定について

瑞穂市うすずみ研修センターの施設について、下記のとおり指定管理者を指定するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

### 記

- 1 施設の名称 瑞穂市うすずみ研修センター
- 2 指定管理者となる団体の名称 岐阜県本巣市山口676番地  
一般財団法人もとす振興公社
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで  
平成26年2月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

### 提案理由

瑞穂市うすずみ研修センターの施設管理業務について、地方自治法の規定により指定管理者を指定するもの。

## 瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者に関する協定書

瑞穂市（以下「甲」という。）と一般財団法人もとす振興公社（以下「乙」という。）は、瑞穂市うすずみ研修センター（以下「センター」という。）の指定管理者として乙を指定することに関し協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが相互に協力し、センターを円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

2 乙は、センターの設置理念及び施設管理者が行なう管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

3 甲は、本業務が財団法人事業者によって実施されるものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（管理の基準）

第3条 乙は、瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年瑞穂市条例第22号）、瑞穂市うすずみ研修センター条例（平成15年瑞穂市条例第65号。以下「条例」という。）及びその他関係法令に従い、本事業を実施しなければならない。

（管理物件）

第4条 本業務の対象となる物件は次のとおりとする。

名称 瑞穂市うすずみ研修センター  
位置 岐阜県本巣市根尾門脇399番地

（指定期間）

第5条 本協定による指定期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

（会計区分）

第6条 当該管理運営に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行なわなければならない。

（指定管理料）

第7条 本協定による指定管理料は、センターの利用料金をもって充てる。

（管理業務の範囲）

第 8 条 乙が行うセンターの本業務は、条例第 1 6 条に規定する業務とする。

(個人情報保護等)

第 9 条 乙は、本業務を実施するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び瑞穂市個人情報保護条例（平成 1 5 年瑞穂市条例第 1 3 7 号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の個人情報の保護については、本協定終了後も遵守するものとする。

(業務報告書の作成及び提出)

第 1 0 条 乙は、毎年度終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した業務報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が管理の実態を把握するために必要とする事項

2 乙は、収支に関する帳票その他本業務に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 乙は、本業務の実施にあたり、事故が生じたときは、乙の責に帰すべき事由によると否とを問わず、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。

(調査)

第 1 1 条 甲は、前条の規定に基づく報告にかかわらず、必要と認めるときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 1 0 項の規定に基づき、乙に対し、業務の実施状況について、報告を求め、又は調査を行い、必要な指示をすることができる。

(財産の管理)

第 1 2 条 乙は、本業務に係る財産を善良な管理者の注意を持って管理し、乙の業務の運営に使用するものとする。

2 乙は、甲が支払う対価によって乙が取得した備品については、速やかに備品台帳に登載し、その状況を明らかにしておかななければならない。

3 乙は、本業務に係る財産を事業運営の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

4 乙は、本業務に係る財産の形状、形質等の変更をしてはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

5 乙は、天災地変その他の事故によりセンターに係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。



(甲の協定の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号に該当する事由のあるときは、乙に対して書面により通知した上で、本協定を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する事由により本協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が本協定及び関係法令等の条項に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。
- (3) 乙が社会一般の信用を失ったとき。
- (4) 施設の信用を失わせる事態が生じたとき。
- (5) 乙が協定を履行する上で必要とされる資格の取り消し、又は停止を受けたとき。
- (6) 施設が滅失したとき及び統廃合を行うとき。
- (7) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは、甲に対して書面により通知した上で、本協定を解除することができる。

- (1) 甲が甲の責に帰する事由により本協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 本協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、乙が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。
- 2 乙は、前項に定める場合を除き、指定期間中は本協定を解除することができない。

(損害賠償)

第15条 乙の責に帰する事由により本協定を解除する場合において、甲が損害を被ったときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲の責に帰する事由により本協定を解除する場合において、乙が損害を被ったときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第16条 本業務の実施にあたり、甲の責に帰することができない事由によって生じた損害は、乙の負担とする。ただし、特別な事由がある場合は、甲乙協議の上決定する。

- 2 本業務の実施にあたり、乙が第三者に与えた損害は、乙が負担する。
- 3 乙は、損害に係る負担に備えるために本業務の実施にあたっては施設賠償責任保険に加入しなければならない。

(原状回復)

第17条 乙は、第5条に定める指定期間が満了したとき、又は第13条若しくは第14条の規定により本協定が解除されたとき、並びに法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、甲が特別の

事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができる。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第18条 乙は、本協定に定める施設の管理に係る業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(権利譲渡の禁止)

第19条 乙は、本協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(指定管理業務の引継ぎ)

第20条 乙は、第5条に定める指定期間が満了したとき、又は第13条もしくは第14条の規定により本協定が解除されたとき、並びに法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、センターの運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。

なお、引継ぎ方法・日時等については、別途協議するものとする。

(疑義等の決定)

第21条 本協定に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙は協議をし、これを決定するものとする。

甲と乙とは、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 岐阜県瑞穂市別府1288番地  
瑞穂市

氏名 瑞穂市長 堀 孝 正

乙 住所 岐阜県本巣市山口676番地  
一般財団法人もとす振興公社

氏名 理事長 青 木 一 也

## 議案第 1 1 号

### 指定管理者の指定について

瑞穂市うすずみ研修センターの施設について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定するため、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

### 記

- 1 施設の名称 瑞穂市うすずみ研修センター
- 2 指定管理者となる団体の名称 岐阜県本巣市山口 6 7 6 番地  
一般財団法人もとす振興公社
- 3 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで  
平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

瑞穂市長 堀 孝 正

### 提案理由

瑞穂市うすずみ研修センターの施設管理業務について、地方自治法の規定により指定管理者を指定するもの。

## 意見聴取

### 土地の取得について

(仮称) 瑞穂市大月運動公園の用地について、用地を取得するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

### 記

- 1 土地の表示 瑞穂市大月字子別1266番及び1273番
- 2 取得面積 2, 886 m<sup>2</sup>
- 3 取得の目的 (仮称) 瑞穂市大月運動公園整備事業用地
- 4 取得価格 金34, 632, 000円
- 5 契約の相手方 土地の所有者2名

平成26年2月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

### 提案理由

(仮称) 瑞穂市大月運動公園整備事業を進めるにあたり、新たに2名の地権者との合意ができたため、土地を取得するもの。

議案第 号

土地の取得について

(仮称) 瑞穂市大月運動公園整備事業の土地取得について下記のとおり土地を追加して取得したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成15年瑞穂市条例第40号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |        |                      |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 土地の表示  | 瑞穂市大月字子別1266番及び1273番 |
| 2 | 取得面積   | 2,886㎡               |
| 3 | 取得の目的  | (仮称) 瑞穂市大月運動公園整備事業用地 |
| 4 | 取得価格   | 金34,632,000円         |
| 5 | 契約の相手方 | 土地の所有者2名             |

平成26年3月 日提出

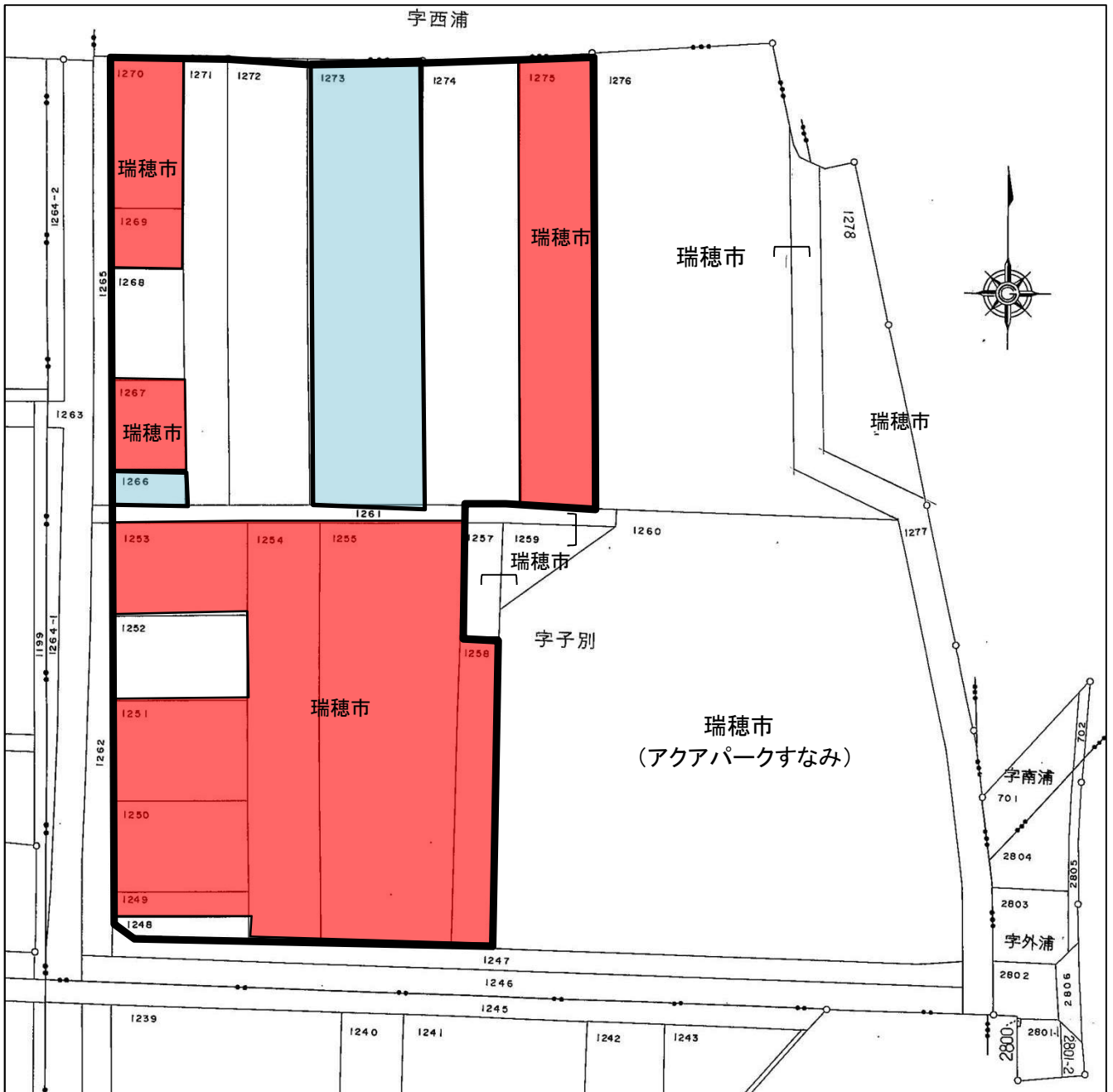
瑞穂市長 堀 孝 正

提案理由

(仮称) 瑞穂市大月運動公園整備事業を進めるにあたり、新たに2名の地権者との合意ができたため、土地を取得したいので、議会の議決を求めるもの。



# 詳細図



(大月改良事業 換地図より)

該当地	面積	契約者氏名
大月字子別1266番	136m <sup>2</sup>	
大月字子別1273番	2,750m <sup>2</sup>	
合計	2,886m <sup>2</sup>	

既購入済分

新規購入分

## 意見聴取

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求める。

平成26年2月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

## 提案理由

平成26年2月28日開会予定、平成26年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。



議案第 13 号

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について  
瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 28 日提出

瑞穂市長 堀 孝 正

提案理由

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）の施行に伴い、瑞穂市いじめ調査委員会及び瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会を設置したく、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表市長の瑞穂市特別融資推進会議の項の次に次のように加える。

市長	瑞穂市いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき、いじめに関する調査の結果の調査を行うこと。	8人以内	弁護士 医師 識見を有する者 心理や福祉を専門とする者 その他市長が適当と認める者	調査終了まで	総務部 総務課
市長教育委員会	瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、審議調整すること。	10人以内	弁護士 医師 識見を有する者 心理や福祉を専門とする者 関係団体の代表者 その他市長及び教育委員会が適当と認める者	2年	福祉部 福祉生活課 教育委員会 学校教育課

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

瑞穂市附属機関設置条例新旧対照表

改正案							現行						
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名	附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
市長	瑞穂市特別融資推進会議	農業関係の適正かつ円滑な融資・保証等審議すること。	10人以内	農業委員会を代表する者 金融機関を代表する者 行政関係者 その他市長が認める者	審議終了まで	都市整備農工商課	市長	瑞穂市特別融資推進会議	農業関係の適正かつ円滑な融資・保証等審議すること。	10人以内	農業委員会を代表する者 金融機関を代表する者 行政関係者 その他市長が認める者	審議終了まで	都市整備農工商課
市長	瑞穂市いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項の規定に基づき、いじめに関する調	8人以内	弁護士 医師 識見を有する者 心理や福祉を専門とする者 その他市長が認める者	調査終了まで	総務部総務課							

		査の結果の調査を行うこと。				
市長教育委員会	瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、審議調整すること。	10人以内	弁護士 医師 識見を有する者 心理や福祉を専門とする者 関係団体の代表者 その他市長及び教育委員会が適当と認める者	2年	福祉部福祉生活課 教育委員会学校教育課
教育委員会	瑞穂市就学指導委員会	支援を要する児童の就学について審議すること。	8人以内	学校医 小中学校長 児童委員 識見を有する者 児童教育担当者	1年	教育委員会 学校教育課

教育委員会	瑞穂市就学指導委員会	支援を要する児童の就学について審議すること。	8人以内	学校医 小中学校長 児童委員 識見を有する者 児童教育担当者	1年	教育委員会 学校教育課